

趣旨説明

シュワルツ報告後の大学入学者選抜をめぐる議論

沖 清豪

(早稲田大学)

はじめに

本稿は2022年8月に実施された日英教育学会大会シンポジウム「イギリス版「高大接続改革」を検証する：格差・公正・移行問題に注目して」の導入部分を文章化し、この後に続く登壇者の報告内容の背景を説明するものである。前半はシンポジウム全体の趣旨説明、および後半は全体のある入学者選抜の公正・公平性に関する現在の議論の状況を説明している。

なお、文章化にあたり、「ですます」調は残しつつ、重複や論旨の不明瞭なところは削除・整理している。

趣旨説明

最初に趣旨説明ということでそもそもこのシンポジウムの企画をなぜ立ち上げたのかについて簡単にご説明したいと思います。

今日お集まりの先生方皆様は、基本的に日英教育学会の会員か、あるいは高等教育関係の研究にご関心をお持ちの先生方となっております。多くの方は相当専門性のトラックが高い方々でイギリス教育のイメージというのがそれなりにお持ちなのかというふうに思いますが、実は本シンポジウムを準備している最中でも話題となったのですが、特に会員の研究志向が、初等中等教育に、場合によっては幼児教育に関心が偏りがちです。従って、接続の問題についても、最近まであまりこの領域の研究に従事されている先生方が多くはなかったというところがありました。そこで、近年この領域に関心をお持ちの会員の方々に、今日登壇していただいたというような状況になっております。

また一方で、日本におけるイギリス教育研究の状況を振り返りますと、特に1970年代ぐらいから80年代前半までのイギリス教育のイメージは、日本とは全く逆方向を向いているというような理解であったわけですが、その後サッチャリズムや新自由主義的な教育改革の中でイギリスの教育自体が大きく転換してきているという状況がみられ、一方で日本の教育も大きく変わってきているという中で、お互いの課題をどのようにイメージしたらよいかというのもよくわからなくなってきたようにも思われます。

ただ歴史的には、イギリスでは明らかに階級社会あるいはそれに基づく格差が前提として認められ、社会全体に影響を与えていることが知られています。教育、特に学校教育などにもそうした格差が影響を与えているということが確認されてきたわけです。当然、そこでは教育が格差是正の手段として重視されてきましたし、そのためにもということになるのでしょうけれども、教育の成果としての職業資格について制度化をしっかりとしていく、あるいはそれとの対比の形になります。アカデミックな資格といったものを非常に明瞭な形に整備していこうという動きが見られました。

この動き自体はイギリスに限らず世界全体の傾向ではありますけれども、こうした動きがあるという中で、ではイギリスの教育改革をどう捉えるかということになります。そもそもとしては高等教育段階、あるいは大学の問題にだけ着目するというよりは、その前段階となる学校教育段階で格差の問題やそれに基づく差別の問題といったようなことがあり、イギリス教育自体は必ずしもうまくいっているとは言えない状況にもあります。そして、こうした状況は、1980年代から90年代にかけて、そして2020年現在まで日本国内でも相当紹介されてきたように思います。

特に人権の問題、あるいは平等の問題と差別の問題というのは教育の枠を超えて問題として注目され、かつこの問題が集中的に表れるのが学校教育の中でのいろいろなトラブルという理解があったといえるかもしれません。そして、継続教育や高等教育においても、その前段階での機会の格差が影響しているのではないかと、20世紀後半からイギリスの教育社会学の中では捉えられてきているようですけれども、その際の機会の格差といったものをどのように捉えるかというのも、イギリス特有の捉え方があるのかもしれません。

さらに就職の機会や賃金の格差の問題ということで、学歴や資格による差があるのか、それ以外のものがあるのかといったようなことが様々な論点として挙がってくるわけです。

ではどこに注目すると一番わかりやすいでしょうか。わかりやすいという言い方も変ですが、格差は正の手段として、高等教育の機会をどのように使っていくことが可能でしょうか。

2010年代を通じて、GCSE試験やGCE Aレベル試験、場合によっては試験というより資格と訳しても良いかもしれませんが、こうした試験制度について断続的に改革が進められてきました。振り返ると日本の高大接続改革とほぼ同時期に改革が進められていたということになります。

ただ、当然のことながらそれより前から資格試験制度や入学者選抜については様々な課題があるということは認識されてきており、試験制度全体についても様々な改革が進められてきておりました。2010年代もその延長であったということでもあります。

特に中等教育と高等教育との接続の問題として捉えた場合に、イギリスの大学入学者選抜においては、特に著名なオクスブリッジの大学入試においては、単にAレベルの成績が良いだけでは入学できないというようなことが日本でも一般に知られておりますけれども、こうした入学者選抜自体はイギリス内では例外的なものであるのかもしれません。

こうした状況の下で、格差の是正策が遂行できているか否か、あるいは是正策が十分機能しておらず格差が拡大している可能性について確認する必要があるように思います。

さらに1990年代中盤以降、デアリング報告書によって生涯学習社会への転換が唱えられる一方で、特に若年層の失業率が高く、ニートが定義され、その結果として16歳以降の継続教育が改めて重要であることが注目されることとなりました。さらには高等教育が必要とされ、かつ職

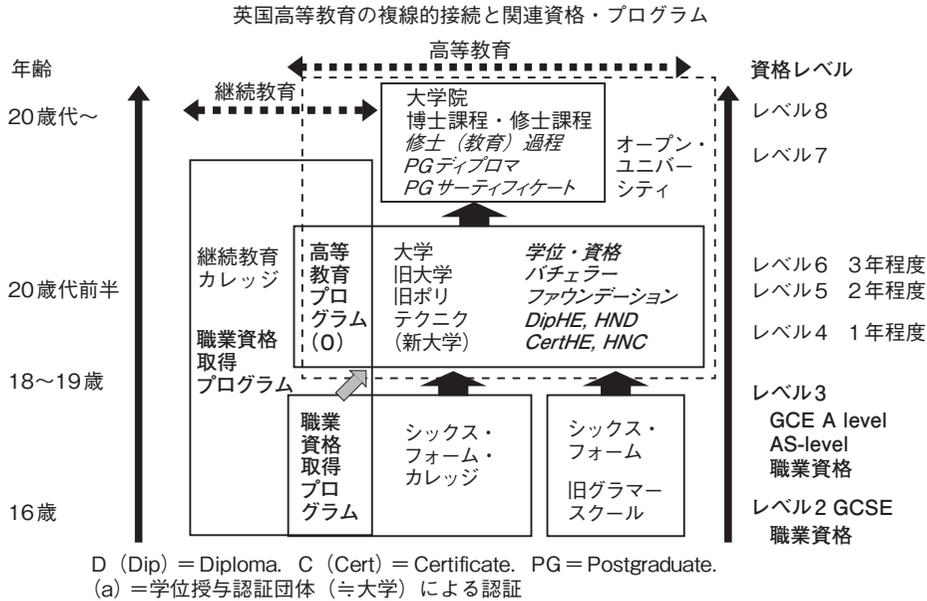


図1 イギリス高等教育機関への進学ルート（報告者作成）

業との関連で職業資格が重視されてきました。こうした学術的なルートや職業資格へとアクセスするためにも、機会が公正・公平でなければならないという考え方と、にもかかわらず現実にはこうした公正・公平が成立していないのではないかという問題意識が、議論の中でも見られました。

こうした機会の格差を是正するために、高等教育進学率を上げていく、あるいは集団の間で進学率の格差があるとしたらそれをいかに縮小していくかが接続の問題として議論されるようになったわけです。

こうした議論、特に接続における公正・公平をどのように担保するかという問題を、特に高等教育進学との関係に注目したときに、二つの大きな概念に基づく取組みが1990年代から明確になってきます。

一つがWidening Participationと呼ばれる高等教育機関への参加、つまり進学を、従来不利とされてきた集団にどのように広げていくのかというような取組みです。そして、もう一つがFair Access、つまり機会の公正性の担保が必要であるという概念に基づく取組みです。ただし、後程触れますけれども、近年Fair Accessは相当に進んだが、Fair Admissionに注目するべきだという議論も見られるようになり、今後注意しておく必要があります。

いずれにしても、縦と横という言い方も変ですが、これら二つの概念は英国の高等教育への機会の公正・公平について議論するにあたり、非常に重要です。もちろん、これはイギリスだけではなくて世界各国でこの二つの鍵概念を使った議論や研究が進められているというのが現在の状況です。

さて、一応念のために資料を付しておりますが、イギリスの高等教育機関への、特に学部 (undergraduate) 段階への進学ルートは多様です。そもそもは歴史的にグラマー・スクールやそのシ

ックス・フォームからのルートがあり、現在でも GEC A レベル試験の成績に基づいて学部に入学します。また、独立した教育機関としてのシックス・フォーム・カレッジが2年程度の教育を集中的に行い、GEC A レベル試験を利用して大学に進学するルートも同様に機能してきました。

一方で、現在ですと、継続教育カレッジがシックス・フォーム・カレッジ的な機能を有するようになり、継続教育カレッジを経由して大学に進学する場合がありますし、その場合にはアカデミックな学習や資格取得だけでなく、職業資格に関連するプログラムに在籍し、そこで取得した資格に基づいて関連する大学・学部に入っていくというようなルートが無視できなくなってきました。

さらに、継続教育カレッジにおいても特定の大学との連携に基づく教育水準の認証によって学士の学位を取得できるプログラムが提供されている場合もあります。高等教育機関ではなくても、学士の学位が取得できるということです。

一方で、大学の学部においても、場合によっては1年程度の履修によって取得できる サートIFICATE (Certificate)、あるいは2年程度の履修によって取得できるディプロマ (diploma) といったような細かくレベル分けされたアカデミックな資格、あるいは職業資格も取得できるようなコースが存在する状況になり、その延長上に学士等の学位の取得が想定されているという状況になっています。要するに、学位取得までのルートが非常に複雑になっていて、大学や専門領域によっても相当違うというようなことが起こっています。

こうした複雑な学位取得に向けた制度の中で、入学時の社会的な公正性がどのように意識されているのかについては、イギリス社会全体の格差是正との関連で、改めて捉えてみる必要があるのではないかと思います。

さらに、16歳以降を主に継続教育、日本で言うところと職業教育を行うような機関の中にある多様な社会経済的背景を有する人々が、高等教育を受ける機会を保障しようとするような仕組みをどのように考えたいのでしょうか。このようなことを考えるきっかけとして今回のシンポジウムを立案いたしました。

入学者選抜の公正・公平性

はじめに、この20年ほどの間、イギリスにおける入学者選抜における公正の問題はどのように議論されているのかについて、簡単にご紹介します。ただし、今回の内容は2年前の大会で自由研究発表として私が報告した内容が8割ぐらいを占めております。確認と振り返りということでご理解いただければと思います。

前回の報告から内容面で追加しているのは報告の後半で、この1年ほどの間で何が起きているか、どのような議論があったのかをご紹介して役目を務めたいと思います。

一応、日本でこの話をしているということから考えますと、この2010年代の、特に後半において、日本でも大学入学者選抜における公正性について非常に注目され、議論になりました。御承知の通り、医学部入試において、特に年齢の問題や性別による差別が表面に出ていない形であ

ったのではないかと、公正性が毀損されていたのではないかとということで、入学者選抜全体で改めて公正性について確認し、必要に応じて改善を図ることが求められることとなっております。

またご承知の通り、高大接続改革で新しい共通テストを導入するにあたって民間の英語4技能の検定試験を使う、使わないという混乱がありました。ここでも批判になったのが、英語民間検定試験の実施会場の設定状況に関して地域間格差があること、あるいは試験を受けるための費用が試験によって大きく異なることや、複数回受験によって費用負担が増加し、経済的な格差によって試験を受ける機会を失ってしまうような受験生が出るのではないかとという格差による公正性の毀損という点でした。

ではこの2010年代を通じて、イギリスでは何が問題になっていたのでしょうか。例えば、GCSE試験、GCE Aレベル試験いずれも試験問題が流出したというトラブルが発生しています。いずれも犯人は捕まっているようですが、イギリスの場合には国で統一した機関による試験実施という日本方式にはなっておらず、GCSE試験もGCE Aレベル試験も実際にはいくつかの団体によって試験が行われている中で、そのうちの一つの団体が出題した問題の一部が流出していたということでトラブルとなっております。

またこの2年間は、当然コロナの影響を受けており、イギリスの場合ですとGCSE試験もGCE Aレベル試験も、いずれも試験全体が中止ということになっております。

その結果として、2020年、つまり昨年の試験は試験を行えないけど成績を出すということになり、中等学校に在籍中の成績や当該学校の従来のデータなどにに基づき設計されたアルゴリズムに基づく成績評価を行ったところ、自分の成績はこんなに悪くないはずだという異議申し立てのトラブルが昨年の夏にはかなりの数、発生しました。一方、今年（2021年）8月上旬にGCE Aレベル試験とGCSE試験の成績発表が相次いで行われましたが、今度は成績インフレが生じており、受験生の多くがニコニコしているというようなことが起こっていると報道されています。

ただ、いずれにしても、選抜における公正・公平がどのように問題となっているのかが論点となります。先ほど申し上げましたWidening Participation、つまり今まで大学に高等教育を受けなかった人たちに機会を提供するための取組みが求められているということになります。これについては、地域格差に関するデータが公表され、多様な集団に着目して、進学意欲を高め、進学率を上げていく取組みがみられます。

一方で、Fair Accessは、ある集団の中で進学に関する不合理な格差・差別があるとしたらそれは是正しなければならないというような議論になっています。

実際には AimHigher と呼ばれる取組みが従来から現在まで確認できます。この取組みでは、16歳ぐらいまでの中等教育段階の若者たちに積極的に大学に行き、あるいは将来やキャリアに有益なものとして、職業資格や学術的な資格を取ろうという意識改善を図ることが目指されましたし、あるいは大学等の魅力を発信していく機会としてサマースクールやオープンデイを積極的に開催し、参加する若者の進学意欲を高めていくことが目指されました。

一方でFair Accessの問題は、公正ではないと判断される状況に置かれている人々に対して、何らかの条件を設定した特別な試験を実施することが目指されています。ただし、これをやれば当然、今度は不公平だというような意見も出てくるわけです。従って、公正・公平性を守るため

に、どのような論理に基づいて制度を組み立てるのか、そしてその制度を実施した際に、改めて生じる公平性の問題を再検討することが改めて論点になるわけです。

イギリスのデータでは、男女別の進学率を見ますと、日本とは異なり同一学年では男性より女性の方が、進学者に占める割合が高くなっています。また、年齢で見ますと、20才以下の層の進学率は漸増傾向にある一方、イギリスが伝統としてきた年齢の高い層において、近年大学に進学し、学生になるというニーズが徐々に下がってきているということも確認できます。なお、障害を有する学生に関しては進学者の中の割合では漸増してきています。

元々イギリス国内に住んでいた人が学生になったときの人種比率に関してもデータで示されています。近年学生に占める White の割合が漸減してきています。人口比率でいうと 86% ぐらい占めているはずなのに、実際にはそれ以外の人々の進学率が高く、学生に占める割合が高くなっていると解釈できます。したがって、今後は White 層の大学進学の問題として捉えることも必要になるのかもしれませんが。

さて、高等教育機関への成人の進学については、今まで議論され、手が打たれてきました。しかし現在のイギリス国内の議論では、学費が上がってきたことによって、働いている人たちが明らかに大学に行けなくなっていることが懸念されています。あるいは、GCE A レベル試験の壁が高くなってきており、社会人が学力面で、なかなか A レベル試験の結果によって大学に進学するのが難しくなってきた、すなわち正面突破できなくなってきたことが問題とされている場合もあります。

その結果として、日本における社会人入試のようなものがイギリスにも設けられています。フルタイム学生を志望する場合には UCAS を使って 18 歳の若い世代と同じように出願し、A レベル試験などもちゃんと受ける必要があります。しかしパートタイムの学生になるということであれば、直接個別の大学に出願をすることが可能になっている大学が相当あるようです。

また大学によっては、社会人向けの事前学習を行う特別な課程を設定しており、その合格によって入学を認めるということが出来る仕組みを設けている場合もあります。同様に、事前学習の認証制度のようなものがあって、受講を通じて得られた資格が、大学に入学する際の学力試験の代替となるということで、大学に入学できるルートを設けている場合もあります。

全体として多様な層の大学進学を促進する取組・制度が継続的に行われてきたと言えるでしょう。

しかしながら、先ほど申し上げた通り 2010 年代までもこうした公平性に関する議論は続いており、特に地域間格差の問題は従来から指摘されてきております。この点についてはこの後、山村会員のご報告で詳細に検討していただきます。

さて、シュワルツ報告が 2004 年に公表され、ここから特にイギリスの中央行政レベルで公平な入学者選抜を遵守することが再確認され、そのための五つの原則が示されました。志願者が何らかの障壁に直面している場合には、それをできるだけ下げようようにすることが重視され、適正な方法で選抜を行い、公平性を守らないといけなことが繰り返し宣言され、遵守されてきたということになります。

また近年ですと、まさに名前の通りで、OFFA、つまり公平なアクセスを担うような部局が置

かれておりますし、現在ですと Office of Students と各大学や高等教育カレッジとの間で、かつてはアクセス同意文書 (Access Agreement) が、現在ではアクセス・参加計画 (Access and Participation Plan) が交わされています。これらは学費を自主的に設定したいという大学においては、今後学生の学習面での充実・支援を行うとともに、入学者選抜における公正・公平性を担保するための方策等を明確な数値目標として設定することが求められております。その内容から見ると、この計画自体は日本の自己点検評価報告書に近いものであるとも言えそうですが、計画を立案し、実行して結果を公表することを通じて、学費設定の自律性が一定程度容認されるということになっています。

また、その当時高等教育の問題あるいは技能に関する政策立案の担当であった BIS です、Business, Innovation & Skills 省の戦略文書 (2014) でも、公正・公平なアクセスを保障することが重要であり、とにかく社会経済的背景や地理的背景の違いによって、大学に進学できるかできないかが決まることは問題であるということになっており、現在まで議論されてきています。

一方で、受験生の社会経済的な背景を重視して、いわゆる文脈に依存した選抜 (contextual admission) を行うことも、イギリスで急速に広がっているようです。先ほど紹介したアクセス・参加計画においても、この選抜制度への言及が確認できます。この選抜制度は、入学にあたっては A レベルの成績で B という成績が必要だという入学条件が示されている場合には、社会経済的に不利な状況に置かれている志願者については成績が C でも入学を認めるという仕組みです。日本で学力選抜において、受験生によって合格ラインが異なる試験が実施されていたとすれば、恐らくは不公正ではないかと批判されることになろうかと思われそうですが、イギリスでは社会・経済的背景の面でやむを得ない格差・事情があるから、合格 (出願) ラインそのものを下げるということが正当化され制度化されているということです。

その判断が行われる例としては、養護施設出身者であるとか、あるいは大学が行っている Widening Participation の活動に参加したであるとか、緊急事態に置かれているであるとか、障害を有するであるとか、地域がどんな状況であるかといったようなことを各大学で条件付けているとの調査結果が確認できます。

こうした状況について社会全般あるいは学生自身がどう思っているかということについては、そういう是正は必要だけれども、個々の大学ではその制度が適切かについて賛否が拮抗しているという調査結果や、在学生の多くは自ら所属する大学で、こうした制度が実施されていることを知らないという調査結果が確認できます。

なお、こうした変化の中で、Vice-chancellor が集まっている Universities UK という団体でも、この一年で入試改革議論が進められてきており、先ほど示しましたシュワルツ報告の内容をアップデートすべきであるとされています。その観点としては、志願者の利益を守ることが重要であるということ为前提として、入学者選抜を大学側主導の制度から学生本位、学生の利益を守るための入試へという議論になっております。そこで求められているのは、説明可能であるということ、あるいは不平等に注意すべきだということで、従来の 5 原則を改善するというような方向に進んでいるというのが、この 1 年の状況です (Universities UK 2020)。

しかし、現在の状況では、従来の機会の公正 (Fair Access) から、選抜方法の公正 (Fair Ad-

mission) へと議論が転換しているようにも思われますし、そもそも伝統的「メリトクラティックな機会の平等 (equality)」モデルから代替的な「メリトクラティックな機会の公平 (equity)」モデルへの転換ではないかとの主張も確認できます (Boliver & Powell 2021)。

本報告を通じて、イギリスの入学者選抜が直面している公正・公平の問題は、大きく見て論点が多様であることがご理解いただけましたら幸いです。この後、格差が本当に是正されているかどうかにつきましては山村会員にご報告いただき、また多様な資格試験制度が、格差是正のために機能しているのかどうかについては花井会員にご報告いただきます。最後に継続教育機関を経由しての進学という代替ルートがどのように機能しているのかについて佐野会員にお話をいただくということを確認し、私の報告を閉じることにいたします。

【参考文献】

Boliver, V. and Powell, M. (2021) *Fair Admission to Universities in England: Improving Policy and Practice*, Nuffield Foundation.

BIS (The Department for Business, Innovation and Skills) (2014) *National Strategy for Access and Student Success in Higher Education*.

UKK (Universities UK) (2020) *Fair Admissions Review: June 2019–November 2020*.